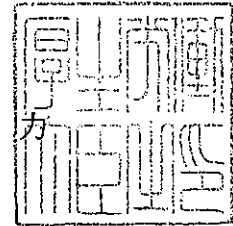


厚生労働省発食安第0405016号  
平成16年4月5日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を  
行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げる食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

#### 記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正し、添加物の規格基準に規定される標準品を別添のとおり改める場合。

(別添)

1. タール色素標準品 12 品目について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

食用赤色 2 号標準品、食用赤色 3 号標準品、食用赤色 40 号標準品、食用赤色 102 号標準品、食用赤色 104 号標準品、食用赤色 105 号標準品、食用赤色 106 号標準品、食用黄色 4 号標準品、食用黄色 5 号標準品、食用緑色 3 号標準品、食用青色 1 号標準品、食用青色 2 号標準品

2. キシリトール標準品について、「食品添加物公定書標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

3. チアミン塩酸塩標準品、ニコチン酸アミド標準品及びリボフラビン標準品について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「日本薬局方標準品」に改める。

(参考)

## 1. 改正の概要

食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく、「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」における添加物の試験検査に用いられる標準品は、「国立医薬品食品衛生研究所標準品を用いる」と規定されている。

しかしながら、民間機関においても一定の条件を定めること等により、食品添加物の品質は確保できるものと考えられる。

そのため、厚生労働大臣が別途必要な条件を定めた上、標準品の製造業務を民間機関が実施できるように、使用すべき標準品を国立医薬品食品衛生研究所標準品等と規定する本規定を改めるものである。

## 2. 今後の予定

食品安全委員会の回答を待つて、食品、添加物等の規格基準の改正に必要な手続きを行う。